

岩手県医療局管理規程第13号

医療局職員被服貸与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年10月31日

岩手県医療局長 佐々木 信

医療局職員被服貸与規程の一部を改正する規程

医療局職員被服貸与規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
貸与を受けることのできる職員		種類	員数	貸与期間（年）	貸与を受けることのできる職員		種類	員数	貸与期間（年）
[略]					[略]				
県立 病院 等	医師及び歯科医師	診察衣（	8	5	県立 病院 等	医師及び歯科医師	診察衣又	8	5
	薬剤、診療放射線、	ダブル型				臨床検査、視能訓練	は白衣		
	臨床検査、臨床工学	又はケー				、医療安全管理、医	ズボン	6	
	理学療法、視能訓練、言語聴覚、理療及び医療安全管理の業務に従事する職員	シー型)	5		療社会事業及び臨床心理の業務に従事する職員（精神科業務に従事する職員を除く。）				
	作業療法、医療社会事業及び臨床心理の業務に従事する職員（精神科業務に従事する職員を除く。）	ズボン			薬剤、診療放射線、	スクラブ	8	5	
					臨床工学、理学療法	又は白衣			
					、作業療法、言語聴覚、理療及び生活指導の業務に従事する職員（精神科業務に従事する職員を除く。）	ズボン	6		
	作業療法、医療社会事業及び臨床心理の業務に従事する職員（精神科業務に従事する職員に限る。）	診察衣（	6	[略]	医療社会事業及び臨床心理の業務に従事する職員（精神科業務に従事する職員に限る。）	診察衣又	5	[略]	
		ダブル型				は白衣			
		又はケー				ズボン	5		
		シー型)	5			トレーニングウェア	5		
		ズボン	4			又は作業衣及び作業ズボン			
		トレーニングウェア又は作業衣及び作業ズボン							
					理学療法、作業療法	スクラブ	5	5	
					、言語聴覚、理療及	又は白衣			

					び生活指導の業務に従事する職員（精神科業務に従事する職員に限る。）	ズボン トレーニングウェア又は作業衣及び作業ズボン	5 5		
管理栄養士及び栄養士		診察衣（ダブル型又はケーシー型） エプロンズボン	8 1 3	[略]	管理栄養士及び栄養士	スクラブ又は白衣  エプロンズボン	8 1 4		[略]
歯科衛生士 看護業務に従事する職員（精神科業務に従事する職員を除く。）	男子職員	診察衣（ケーシー型） ズボン	10 5	[略]	歯科衛生士及び看護業務に従事する職員（精神科業務に従事する職員を除く。）	白衣  ズボン	9  9		[略]
	女子職員	看護衣（ワンピース型又はズボン型（上下））	10	[略]		女子職員 ワンピース型白衣 又は白衣及びズボン	9		[略]
看護業務に従事する職員（精神科業務に従事する職員に限る。）	男子職員	診察衣（ケーシー型） ズボン トレーニングウェア 又は作業衣及び作業ズボン	7 5 3	[略]	歯科衛生士及び看護業務に従事する職員（精神科業務に従事する職員に限る。）	白衣  ズボン トレーニングウェア 又は作業衣及び作業ズボン	9  9 2		[略]
	女子職員	看護衣（ワンピース型又はズボン型（上下）） トレーニ	10 2	[略]		女子職員 ワンピース型白衣 又は白衣及びズボン  トレーニ	9 2		[略]

	ングウェア		
<u>歯科衛生士</u>	<u>靴</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
<u>看護業務に従事する全職員</u>	<u>靴下</u>	<u>10</u>	
栄養管理業務に従事する職員（管理栄養士及び栄養士を除く。）	調理衣	10	[略]
	エプロン	8	
	<u>ズボン</u>	<u>8</u>	
事務又は電話交換の業務に従事する女子職員（技能士を含む。）	ベスト及びスカート	2	[略]
	<u>ブラウス</u>	<u>2</u>	
	<u>（長袖）</u>		
	<u>ブラウス</u>	<u>4</u>	
	<u>（半袖）</u>		
[略]			

- 注1 診察衣又は看護衣の貸与を受ける職員にあつては、本表に複数の型の定めがあるものについて、貸与員数の中でそれぞれの枚数を選択できるものとする。
- 2 作業衣、診察衣、看護衣又は調理衣の貸与を受ける職員にあつては、貸与員数の中で長袖及び半袖の枚数を選択できるものとする。
- 3 靴の貸与を受ける職員にあつては、医療局長が別に定める複数の型のいずれかを選択できるものとする。

	ングウェア		
栄養管理業務に従事する職員（管理栄養士及び栄養士を除く。）	調理衣	9	[略]
	エプロン	8	
	<u>調理ズボン</u>	<u>9</u>	
事務、電話交換及び <u>医師事務作業補助</u> の業務に従事する女子職員（技能士を含む。）	ベスト及びスカート	2	[略]
[略]			

- 注1 本表に複数の型の定めがあるものについては、貸与員数の中でそれぞれの枚数を選択できるものとする。
- 2 作業衣、診察衣、白衣、ワンピース型白衣又は調理衣の貸与を受ける職員にあつては、貸与員数の中で長袖及び半袖の枚数を選択できるものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規程は、平成26年11月1日から施行する。